

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第103回）議事録

令和2年12月17日（木）
13時00分～15時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，神吉委員，黒崎委員，東松委員，戸田委員，根岸委員，野田委員，南田委員，浜田委員，眞嶋委員，松岡委員，村田委員，毛受委員（計15名）

（文化庁）柳澤国語課長，津田地域日本語教育推進室長補佐，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第102回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」二次報告（案） - 日本語能力評価の考え方について -
- 3 「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール（案）

〔参考資料〕

- 1 第20期日本語教育小委員会の審議内容について
- 2 日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループの進め方について
- 3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方
- 4 平成30年度日本語教育総合調査－日本語の能力評価の仕組みについて－

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事1「日本語能力の判定基準等について」，根岸座長から配布資料2「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案） - 日本語能力評価の考え方について -」説明があり，意見交換を行った。
- 3 配布資料3「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール（案）について」事務局から説明があり，意見交換を行った。
- 4 次回の日本語教育小委員会は令和3年1月28日（木）に行うことを確認した。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

ただいまから第103回日本語教育小委員会を開催いたします。

本日は御多用のところ御出席いただきまして，誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染防止のために，今回も遠隔による審議となります。いろいろ御不便もお掛けしますが，どうぞよろしく願いいたします。傍聴者の方々もオンラインで，この会議を御覧になっているということを御承知おきください。

では事務局から，本日の配布資料及び定足数の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日の委員定足数については、委員及び専門委員16名に対し15名の御出席を頂いております。島田委員は御欠席です。神吉委員、浜田委員、村田委員、眞嶋委員は用務により遅れての参加と御連絡を頂いております。定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。議事次第を御覧ください。本日の資料は配布資料3点、参考資料4点の合計7点です。なお、委員限りの資料といたしまして、日本語能力の判定を実施している機関・団体の一覧をお配りしております。資料の説明は以上でございます。

○石井主査

資料1の前の議事録(案)につきましては、本日より1週間後をめどに御確認いただきまして、変更を要する点がありましたら、事務局まで御連絡ください。なお、議事録の最終的な確認につきましては、私、主査に御一任いただきますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議事に入ります。日本語能力の判定基準についてです。日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループにおいて、「『日本語教育の参照枠』二次報告(案) - 日本語能力評価の考え方について -」を検討いただいています。本日はワーキンググループの座長でいらっしゃる根岸委員から、現在までの検討状況について御説明いただいた上で、委員の皆様から御意見を頂き、審議を行いたいと思います。配布資料2を御覧ください。それでは、根岸委員、御説明をお願いいたします。

○根岸委員

こんにちは。それでは、配布資料「『日本語教育の参照枠』二次報告(案) - 日本語能力評価の考え方について -」御説明いたします。

本資料は、「日本語教育の参照枠」の二次報告(案)として、日本語能力評価の考え方について幅広く示すとともに、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」のレベルとの対応関係を示す方法等を話すことを目的としています。日本語教育小委員会で令和2年度末に取りまとめを予定しているもので、本日は検討状況の報告ということで、途中経過の報告となりますので、お気付きの点などありましたら御指摘いただきたいと思います。

構成につきましては、資料の1枚目、目次のとおり、6章で構成しています。

ページをめくっていただきまして、1ページ目は、1、日本語能力評価の現状と課題です。こちらには現状と課題として、一つ目が、国内外の各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備することが必要となっていること。二つ目が、留学生とは異なる目的・場面で言語活動を行う人の日本語能力について、適切な判定がなされていないこと。三つ目、日本語で話す能力、書く能力を判定する試験が少なく、かつ、その評価のための基準も明確に示されていないと難しいこと。四つ目、ポートフォリオなどの代替的評価の方法と事例などについても幅広く示していく必要があること、の4点を挙げました。

次に、同じく1ページにありますが、2章は、「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念です。日本語教育の推進に関する法律第1条に掲げられた、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与する」ことを理念として示した一次報告の言語教育観の三つの柱である、①日本語学習者を社会的存在として捉える、②言語を使って「できること」に注目する、③多様な日本語使用を尊重する、に基づき、評価の理念を三つ挙げました。2ページの黄色の囲みの部分です。

①生涯にわたる自律的な学習の促進。「日本語教育の参照枠」における評価は、生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とすること。

②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進。言語能力記述文で示された言語能力を把握するために、多様な評価手法を提示するとともに、考え方や事例を示すことで、活用を促進すること。

③基準(尺度)と評価手法の透明性の確保。日本語教育に関わる全ての人に参照しやすいものにする。

それから、3ページ目の3章、「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価では、(1)

として、評価の前提となる日本語能力観について、CEFRの言語能力観を基に示しました。

①の一般的な能力には、直接言語能力とは関係がないものの、言語能力を支えている知識や技能、意欲や態度が含まれます。

②のコミュニケーション言語能力は、文法や語彙、発音などの知識に加え、談話の構成能力や社会言語学的な能力が含まれます。

③のコミュニケーション言語活動には、その上位に、受容、産出、やり取り、仲介の四つの概念があります。さらに、この四つにひも付く形で、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くことの五つの言語活動があります。

④の方略は、分からない言葉に出会ったときに、意味を推測したり、質問したりすることができる能力です。

①から④のうち、日本語能力として評価の対象となるものは②、③、④であり、「日本語能力の参照枠」一次報告では、②、③、④の能力を表す言語能力記述文(Can do)を示しています。

次に、4ページの(2)、客観的に日本語能力を測る上での評価の基礎的な概念では、原則となる妥当性、信頼性、実行可能性という三つの概念に触れた上で、教育の目的に応じて様々な手法を組み合わせて評価を行うことについて言及しました。

また、評価という言葉はいろいろな意味を含むため、CEFRにおける評価についての概念整理を参考として5ページに挙げました。

6ページ目の4章、「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例では、(1)主な熟達度評価の在り方として、①試験として実施することができる評価には、筆記試験とパフォーマンス評価があること、②試験によらない評価には、ポートフォリオによる評価や自己評価などがあることについて説明しています。

(2)筆記試験によらない評価の事例では、パフォーマンス評価やポートフォリオ評価などの事例を挙げました。評価と申しますと、筆記試験をイメージすることも多いかと思いますが、本資料ではポートフォリオ評価や自己評価などの、いわゆる代替的評価の手法や事例についても幅広く示していきたいと思えます。

10ページを御覧ください。5章、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法です。こちらでは、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度の6レベルとの対応付けを示すことの意味や、その方向について示しました。具体的に申しますと、欧州評議会が2009年と2011年に公開した対応付けのマニュアルで示された五つの手順を抜粋して示しています。

次に、13ページには、(3)国内の外国語試験とCEFRの尺度との対応付けの事例として、二つの例を挙げました。こちらは専門的な内容を多く含むので、今後、なるべく簡潔に分かりやすく示せるよう、修正を加えていくことを予定しています。

14ページからは、6章、社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素です。(1)試験開発に求められる基本的な考え方では、大規模な試験開発において最低限必要となる六つの要素を挙げました。なお、これらの項目はあくまでも例示であり、作成する試験の用途や目的に応じて項目の検討が行われるべきである旨も示しました。加えて、各試験団体が参照できるように、それぞれの要素を担保するための確認事項をチェックリストの形式で加えました。

17ページ、(2)社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方についてですが、ここでは、今後、話すこと、書くことについての言語能力を測る試験の開発が求められていること、従来の紙ベースの集合型の試験のほかに、コンピューターを活用した試験の実施が求められていること、試験開発・実施に関する専門性を有する人材の育成が不可欠であること等について審議しました。

18ページは参考文献です。本報告書においては、参考文献を示していくことが重要ではありませんが、最終的にどのような形で示していくかについては検討中です。

20ページは参考資料「1」、評価の種類についてです。こちらは、CEFRで挙げられている評価についての多様な考え方を示してあり、全部で13項目あります。これらの項目は網羅的でないという断りが付いていますが、評価の観点について考える際の資料として有益であることから、参

考資料として示すこととしました。

27ページを御覧ください。こちらは今回初めてお示しするものですが、日本語の能力判定に係る試験等一覧（案）として、国内外で実施されている日本語能力の判定試験等の一覧を、二次報告の参考資料として収録することを検討しております。

本日の参考資料「4」にあります。平成30年に一度、文化庁が実施した「日本語教育総合調査～日本語能力の仕組みについて」に続いて、今年度調査を実施する予定であり、そのための質問項目をまとめました。

2、社会で活用される試験に望まれる要素を10項目お示ししていますが、審議会として各試験の適性を見るようなことを予定していませんので、各省庁や大学等の教育機関あるいは企業などが、日本語の試験を選択する際に参考になるとと思われる項目を挙げるにとどめております。試験を利用する際には、目的に応じて、これらの項目を参考に、選定基準やエビデンスを設定していただくことで、試験の特徴を踏まえた通用性が図られることを意図しております。これらの内容につきましては、この後、御審議いただければと思います。

○石井主査

根岸座長、ありがとうございます。「日本語教育の参照枠」一次報告に続いて、本年度末に日本語教育小委員会において取りまとめを目指すものと認識しております。二次報告の内容について審議を行う前に、この二次報告の位置付けを改めて確認したいと思います。事務局、資料3の御説明をお願いしてよろしいですか。

○増田日本語教育調査官

はい。配布資料3「日本語教育の参照枠の策定に向けたスケジュール（案）」をご覧ください。これまで小委員会や国語分科会で石井主査から御説明いただいておりますが、今回それを図式化したものでございます。

令和元年度から審議が始まった「日本語教育の参照枠」は、国民への意見募集を経て、令和2年11月20日、日本語教育小委員会まとめとして一次報告を国語分科会に報告いただきました。

令和2年度に、一次報告に続く「日本語教育の参照枠」の二次報告として、日本語能力の評価の考え方などについて、根岸委員が座長を務めるワーキンググループで検討いただいた資料を基に、本小委員会で審議を行っております。

一次報告、二次報告は、それぞれ別の内容を取りまとめておりますので、各報告における内容は、取りまとめ時点で一応の確定とさせていただきます。各方面で活用いただけるものとなっているという認識を持っております。

そして令和3年度については、この後、御審議いただきますが、「参照枠」の活用に関して、現場の皆様を使いやすいものになるような手引等の作成が必要になるのではないかと考えております。

3年度末には、一次報告、二次報告、活用の手引などを併せて、「日本語教育の参照枠」として国語分科会において取りまとめいただくことを予定しております。

以上です。よろしく願いいたします。

○石井主査

既に他省庁で、「日本語教育の参照枠」一次報告を参考にしたCan-doの作成等も始まっていると伺っておりますし、二次報告についても、日本語の試験の通用性を高めるという観点から、早期取りまとめが期待されているということもあるでしょう。一次報告・二次報告を利用する方にとって、より分かりやすく具体的に活用するための手引を来年度作成するという案もありましたが、来年度の審議内容については後ほど審議を行うとして、各報告がこのような位置付けとなるということ踏まえて、二次報告案について審議を行いたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、配布資料2に戻っていただき、二次報告案について各章ごとに検討してまいりたいと思います。まず1章、日本語能力評価の現状と課題です。ワーキンググループからは四つ挙げていた

だいていますが、試験を利用する我々関係者の視点も書き込めたらと思います。皆様、日本語の試験、あるいは試験に限らず評価というものを広く捉えて、現状・課題について御意見、御提案などを頂きたいと思います。いかがでしょうか。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

戸田でございます。今回、二次報告案をおまとめいただきまして、ワーキンググループの先生方、本当にありがとうございました。私から、1の現状と課題の四つ目の丸、地域の日本語教室等というところに関しまして、お話をさせていただければと思います。

地域の日本語教育に評価はなじまないという声もあります。ただ、最近私たちが研修などで全国の地域日本語教室の講座などに出向いた際などに、いろいろな御相談がある中で、地域に沿った日本語の能力判定の目安を定めたいという要望が増えております。地域日本語教育に関わる皆様の意識が変わってきているように感じております。

様々な外国人受入れ施策の動きの中で、今回の「日本語教育の参照枠」は、地域の日本語教室にとって生活のための日本語の能力の目安となるものが示されたという点で、大変有益なことであると同時に、評価の方法として、従来の試験ではなく、代替的評価の方法が幅広く示されているということが、地域でも大いに活用できるところだと思います。

ただ、一つ思っておりますのは、「参照枠」という言葉を聞きますと、どうしても言語能力記述文というものが先行してしまって、大事な理念の部分が共有されないという面もあります。最も重要である、この「日本語教育の参照枠」の理念というものが、地域の日本語教育に関わる皆さんにしっかりと共有できていけばよいと考えます。それが第一に進めなくてはいけないことなのではないかと感じております。

○石井主査

ありがとうございます。とても大事なポイントを御指摘いただいたと思います。地域には、確かに多様な学習者、日本語を必要とする人たちがいるわけで、そういった地域日本語教育には評価はなじまないという御意見が確かにありますね。ただ、そこで言う評価という概念自体が、いわゆるペーパーテストの点数で人の能力を判別していくようなイメージだとすれば、評価に対する批判は当然出てくると思いますが、恐らく私たちが検討している評価というのはそのような面ばかりではなく、むしろ非常に豊かなものであると思います。

東松委員、お願いします。

○東松委員

東松でございます。今、戸田委員からもお話ありましたが、私どもも地域の日本語教室を支援する中で、御承知のとおり、地域の日本語教室というのは大変規模が小さいところが多くて、様々な日本語能力レベルの外国人を同時に受け入れなければならない状況にあります。日本語能力の熟達度を見極める統一的な指標がなく、クラス分けもままならないという中で、教室運営にも支障を来している教室があると聞いております。

したがって、必ずしも能力判定というのが地域の日本語教室になじまないということではなくて、逆にそういった統一的、簡易的な、地域の教室でも活用できるような指標がないということが問題なのではないかと思っています。

戸田委員のおっしゃるように、この「日本語教育の参照枠」が、留学生や高度人材等の外国人が通う大学や日本語学校などの日本語教育機関だけではなく、地域の日本語教育を担う日本語教室においても有効に活用されるように、来年度以降、手引も含めた活用方法について検討がされる予定と伺っておりますが、そういった視点を持って、有効に幅広い場面で使われるような工夫をしていけたらと考えております。以上です。

○石井主査

東松委員，ありがとうございます。
このことについて，ほかに御意見はおありでしょうか。松岡委員，お願いします。

○松岡委員

戸田委員がおっしゃっていた，地域から評価についてのニーズ・要望が出てきているというのは，具体的にはどういったことでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○戸田委員

地域の日本語教育を担う皆様からいろいろな研修のお話がある中で，その地域に合った日本語能力の評価を考えたいという要望が出てきております。それは，その地域で暮らすために日本語で何ができるようになればよいか，その熟達度を既存の試験によるのではなく，地域でどのように見ていけばよいかという能力判定の内容を定めたいということになります。

○松岡委員

地域の日本語教育というのは，大学や日本語学校のように特定の目的・目標を定めているところではないと思うのです。来ていらっしゃる学習者の方も，本当にいろいろな希望，それからニーズで来ていらっしゃると思うので，統一的に評価するのは難しいだろうと思います。
それで，各地域に合ったというのは地域の何に合うということを考えていらっしゃるのか，少し具体的に伺いたいなと思って質問しました。

○戸田委員

地域の日本語教室に集まっている方々のニーズや学習内容に沿った評価ということになります。東松委員もおっしゃっていましたが，地域の日本語教室に集まる方々は非常に多様です。ですので，本当に一人一人の評価というものは決めにくいものの，日本語教室として「生活者としての日本語」を学ぶ上で，地域に合った目標を定め，そこに向かって支援者も学習者も共に学習を進めていくという意味での評価の基準を設けたいという要望があるということです。

○松岡委員

分かりました。恐らく，今作っている「日本語教育の参照枠」というのは，共通項というか，大枠のところであって，どういう目的で，どのような日本語を学習したいのか，どういうものを使いたいのかということについては多様なものだと思っています。ですから，統一した指標というのが出来にくいのではないのでしょうか。今示されているものを，例えば生活者で何に当たるのかというのを各現場で考えるのは難しいことだろうと思いますし，留学生に当てはめれば，もう少し具体性が違ってくるものがあると思います。
多様なところで使うために，「日本語教育の参照枠」をそのまま使ってくださいというのは難しいと思うので，日本語教育人材の初任研修でも活動領域を分けて考えたように，生活・就労・留学のような領域別に少し具体例を示すとか，現場になるほどそういうことなのかと分かるようなものが必要なのではないかと考えています。

○戸田委員

おっしゃるとおりです。それぞれの地域の教室に集まっている方々の特性なども踏まえて考えていきたい，それにはどうしたらよいかということのお尋ねが増えているということです。

○松岡委員

分かりました。ありがとうございます。

○石井主査

ほかに御意見あるいは御質問等ございますか。井上委員，お願いします。

○井上委員

井上です。この報告書に書き込むべき内容ではないかもしれないと思いつつ，せっかくの機会なので，日本語学校を長年やってきた者として，意見を述べさせていただきたいと思います。

日本語能力評価の現状と課題ということで，これを広く捉えますと，現在留学生等に対して行われている試験が二つあると思うのですが，それが本当に公正に行われているかどうかというのが，非常に疑問に感じるところがあります。それは，留学生を通して日本語教師がよく漏れ聞くところですが，過去の問題が今年も出たとか，事前に問題が漏れていたとか，試験が終わってからすぐに解答速報が会場の外で配られている等という事例をよく聞くのです。

せっかく素晴らしい試験を作ったとしても，その試験が公正に行われていなければ，何の意味もないわけです。その辺りのことをどうしたらいいのでしょうか。この委員会で議論することではないかもしれませんが，課題として考えるべきかと思います。

例えば，配布資料2の27ページに日本語能力判定に係る試験等一覧ということで，各試験が列挙されることになると思いますが，2の(9)番に「不正(なりすまし，カンニング等)，証明書等偽造等防止のための対策の有無」という項目があります。そういうところできちんと，どういう対策を取っているのかが分かるようにするという事，それから，もしも問題が起こったとき，つまり不正行為が行われたときに，それに対して，その試験団体がどのように対処するのかという対処方針の有無も聞いてもいいのではないかと思います。

この報告書の趣旨とは少しずれるかもしれませんが，一応申し上げます。以上です。

○石井主査

ありがとうございました。ほかにいかがですか。毛受委員，お願いします。

○毛受委員

少しマイナーな話で恐縮ですが，生活者のための地域の日本語教室において，地方の場合は方言の問題があると思うのです。方言が分かっていないと，実際，生活する上では難しいことがあって，これは試験にはなじみにくいことだと思うのですが，何か地域の言葉に対する配慮のような視点はあり得るのかどうかお聞きしたいと思います。

○松岡委員

方言は評価になじまないと本当に思います。ただ，例えば介護現場で，実際に入所者の方と話をするときに，方言が分からないと詳しい病状が伝わらないということは，東北地方ではよくある話です。ただそれは，現場でそれが必要だということで，方言集を作ったり翻訳ソフトを作ったり，対処はしていると思います。

必ずしもこれとこれを覚えなければならないというような知識を積むよりも，ケアの仕事をしなから，方言も覚えていくという形で現場で対応していくのが現実的ですし，評価という形でこの中に入れるというのは，なじまないと私は個人的には考えます。現場の方々には，医療関係者と日本語教育の関係者とが協力をして，そういった対応をしていらっしゃるのだから，それでいいのではないかと思います。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。現状と課題についてほかにいかがでしょう。南田委員，お願いします。

○南田委員

現状と課題で，二つ目の丸の「留学生にとって必要な日本語の知識や能力を測る試験で示された日本語能力のレベル判定基準が，そのまま「生活者としての外国人」の日本語能力評価や学習目標の指標として用いられてしまう」というところに非常に共感を覚えるところですが，ただ，今の「生

活者としての外国人」に、いわゆる働く人たちも含まれていると重々理解してはいるのですが、「生活者としての外国人」でくくってしまうと、一般の人にはぴんとこないのではないのでしょうか。

私の課題認識としては、留学生のための評価が技能実習や技術・人文・国際の就労ビザ等の働く現場でも同様に、いわゆるN1、N2、N3などで評価されてしまっているというのが大きな課題だと思っています。可能であれば、働く現場でも用いられてしまうという文言を入れられると、課題が明確になり、分かりやすいのではないかと思います。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。

評価という問題を考えたときに、各地域で生活している人たちにとって自分たちが学ぶべき言葉がどのようなものかということは、難しい問題です。しかし、そこを単に日本語能力の判定に落とし込むということよりも、どのような言葉を使って周りの人たちとコミュニケーションできているかを日本語教育の側から考えていく、調査していくということが課題として残っていると私も感じております。

そのことは、単に日本語能力の試験を受けるということだけではなくて、むしろ自己評価として、実際に日本語を使っている人たちが、自分の日本語を、どのぐらい自信があつて、どういうことを日本語でできるようになりたいか、そういう自己評価と組み合わせて考えなくていいのか、今、皆様の御意見を聞きながら思った次第です。

根岸委員、お願いします。

○根岸委員

今お聞きして思っていたのは、CEFRに絡んで、ローカライゼーションということが言われることがあります。今までだと大規模な、標準的なテストが多く使われていたわけですが、いろいろな意味でローカライズする必要があるということが言われていて、ローカライズする際に、CEFRを参照しながらローカライズするのは、そうすると、ローカライズしてしまって、完全に各地域で全く切り離されたものではなく、ローカライズされているが、つながっているわけです。

そういうことが様々な側面で必要なのではないのでしょうか。戸田委員の御発言でもそうですし、今の南田委員の生活者と就労者も同じように、各方面にローカライズするが、つながっているということが大切なのではないのでしょうか。

恐らく、私たちのワーキンググループの作業であまり考えていなかったのは、ローカライズする際にはどのようにするのかということです。この点は欧州でも今は丁寧に掲載されていないかもしれませんが。先ほどの毛受委員の方言の指摘なども聞いていて、面白いと言いますか、そういう問題があるなと思いました。ローカライズしたら、その学習者はそこで生きていくわけなので、そうすると標準的なテストというのが、本当はあまり意味がないかもしれないわけです。

今後、誰がやるのか、そして時間的な問題もあると思いますが、ローカライゼーションについて、いろいろな意味でのローカライゼーションを行おうとしたときに、どのような手続をしたらいいのかが示せたら良いですね。例示でも良いのかもかもしれませんが、そのように思いました。

○石井主査

ありがとうございます。

配布資料2で、日本語能力の評価の現状と課題について御意見をいただいていたわけですが、続いて「日本語教育の参照枠」における日本語教育観に基づく評価の三つの理念について、御意見でもおありでしたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○根岸委員

私が質問するのはおかしいのですが、言語教育観の柱として以下、①、②、③とありますが、も

ともとのCEFRを考えたときに、ソーシャルエージェント (social agent) が「社会的存在」となっていたり、できること、Can-doが、行動中心、アクションオリエンテッド・アプローチ (action oriented approach) の部分かと分かると思います。しかし、「多様な日本語使用を尊重する」という部分については、CEFRのどこに対応するのが分かりにくく、CEFRを知っている人から見ると、これはどこから来たのかと感ずることがあると思うので、説明が要るのではないのでしょうか。

英語では、もし多様な英語といったときは、英語のいろいろな変種の話で、Varieties of Englishということですが、複言語主義あるいは複文化主義だとすると、ここに入れたときに、全体はCEFRの枠組みに沿っているけれども、三つの柱のうちの1個はどこから来たのか、外の人に分かりにくいように思ったのですが、いかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

よろしいでしょうか。根岸先生の御質問に関しまして、事務局から説明させていただきます。

多様な日本語使用を尊重するというのは、一次報告(案)の3ページで少し説明がございます。「各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない」と説明が付されておりますが、これは根岸先生御指摘のとおり、考え方としては、複言語主義を基にしているものではございます。

ただし、「日本語教育の参照枠」というものですので、この「参照枠」において複言語主義というものを、そのまま取り出すというか、応用することには、少し無理があると。あくまでも今回の議論としては、日本語教育に限った議論ということでもありますので、そのまま複言語主義というものを標榜するというのは、なかなか言いにくいであろうと思われまふ。ただ、これは複言語主義というものを決して否定するものではなくて、今回の「日本語教育の参照枠」がそこまでは扱い切れていないという、現状に合ったものとして提示しているものでございますが、根岸先生も既に御説明いただいたとおり、複言語主義の中に理想的な母語話者を考えるといったことはなくなってくるのだという説明が、CEFR 2001の本文の中にあるかと思ひます。

複言語主義というものをそのまま取り上げないながらも、複言語主義的な考え方である、理想的な母語話者というものを想定しないというところを参照させていただきます、その部分について、多様な日本語使用を尊重するという示し方をさせていただいているということになります。ですので、この部分は、複言語主義はそのまま紹介しませんが、複言語主義の中の母語話者というものを理想的なものともみなさないというところに着想を得ているという示し方です。

ここは説明が必要な提示の仕方にはなっているかと思ひますが、事務局としてはこのように考えております。

以上でございます。

○根岸委員

分かりました。今回は日本語教育なので、複言語主義や複文化主義は日本の言語教育の文脈で考えると理解すればいいということでしょうか。

○松井日本語教育専門職

そのとおりです。

○根岸委員

今までこの部分が、自分の中でなかなか学びが進まず、今回はっきりしました。ありがとうございます。

○松岡委員

今の御指摘は、読み手としてはとても重要なところだと思うので、どこかに注釈でもいいので、これがどういうことなのかということが、一次報告を参照することでも良いので、何か付け足した方がよいのではないかと思います。修正をお願いしたいと思います。

○石井主査

事務局、よろしいですか。

○松井日本語教育専門職

はい。

○石井主査

戸田委員、お願いします。

○戸田委員

私も全く同じでして、二つの柱はすっと入ってきますが、三つ目は入りにくい。そして、前回の分科会でもこの点について御質問があって、野田先生がお答えになっていらしたのですが、松岡委員と同様、何らかの説明が必要かと思います。これだけぱっと見たときには、なかなか難しいと思います。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。

少し先の項目についても御意見を伺いたいと思いますが、「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例の辺りで、熟達度評価の在り方とか、筆記試験によらない評価の事例ということ、この辺りでいかがでしょうか。野田委員、お願いします。

○野田副主査

先ほどの「多様な日本語使用を尊重する」という理念のお話について、私の理解したことを確認しようと思いますが、ヨーロッパの言語に比べて、日本語は地域差が大きいですし、話し言葉と書き言葉の違いも大きいので、そういうことが今回盛り込まれたのだらうと理解していました。複言語主義と日本語で言われても、ぴんとこない人が多いでしょうが、日本語の中での多様性としてうまく説明すれば理解してもらえらうと思ひまして、そういう方向でまとめられるのではないかと理解したのですが、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○石井主査

いかがですか。

○松井日本語教育専門職

そうですね。理想的な言語使用者として母語話者を想定しないということには、野田委員のおっしゃることも包含されているものと認識しております。

○石井主査

それでは、続きまして3章の「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価と、併せて4章の「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例について、御意見をいただければと思います。

大木委員、お願いします。

○大木委員

意見が2点あります。まず、資料の6から9ページ、4章に関わることです。6ページの(1)①、試験として実施することができる評価とあって、続いて7ページの②、試験によらない評価とあって、さらに8ページの(2)、筆記試験によらない評価の事例と記述されています。要すれば、類型化を試みているように読み取れますが、私自身が試験・評価の専門家ではないこともあって、分かりにくい気がしています。具体的に、パフォーマンス評価は試験による場合と、試験によらない場合に分けられますが、その辺りが少し分かりにくいと感じます。求められる場に応じて、どういった評価を選択するか、関係者が検討する場合にも参照しやすいよう、表組みあるいはベン図を作っただけだと良いのではないかと思います。

もう一つは、3章、4章に限らない点です。全体がCEFRに基づいて書き起こされているので致し方ないと思うのですが、日本語と英語の表記が併せて行われているところが複数箇所見受けられます。日本語を先に書いて英語を括弧に込める、逆に英語を先に書いて日本語を括弧に込めるところが併存しています。例えば9ページの自己評価チェック表は日本語が先、11ページのSpecificationは英語が先、といった具合です。今この段階からこだわる必要はないのかもしれませんが、取り扱いを御検討いただけたらと思う次第です。以上、意見は2点です。

○石井主査

ありがとうございます。二つ目のことなどは、事務局で、対応いただけますね。

○増田日本語教育調査官

はい。申し訳ありません。

○石井主査

よろしく申し上げます。神吉委員、どうぞ。

○神吉委員

神吉です。私も試験・評価はあまり専門ではないので、確認ですが、試験によらない評価という7ページの②があって、代替的评价とありますね。これは、オルタナティブ・アセスメント(alternative assessment)の訳語として充てられていると理解しているのですが、それで間違いないのかどうか。そして、日本語で代替的评价と言うと、筆記試験が本筋で、その代わりに行う評価というように受け取られないか非常に怖いという気がします。

つまり、あくまでも本筋が筆記試験という頭で考えがちな面があるように思うので、その辺はどう考えたらいいでしょうか。

○石井主査

今の神吉委員の御質問ですが、どなたかお答えいただけるでしょうか。根岸委員、お願いします。

○根岸委員

おっしゃるとおり、オルタナティブ・アセスメントの訳でした。CEFRの中ではオルタナティブ・アセスメントと使われているのですが、研究者によっては、今の神吉委員の御指摘のように見えてしまうので、オルタナティブ・イン・アセスメントという方がいいのではないかと提案している人たちもいます。結局、オルタナティブスと言っている時点で同じ気もしますが、大規模の筆記試験が本筋で、それ以外のものは次善の策のように見えてしまうところがありますね。

それから、今回だけではありませんが、CEFRによっているというときに、どれぐらいCEFRが解決し切れていない問題まで踏み込んで検討するかは、微妙なところがあります。つまり、やり過ぎると、CEFRのままでもなくなり、これはCEFRのどこに当たるのかという話になるし、日本語としていい表現を御専門の皆さんに御提案いただければ、評価ワーキンググループも助かると思います。

○石井主査

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにもあると思いますが、時間もありますので、次に進ませていただきます。日本語能力の判定試験に関すること、5章です。黒崎委員、どうぞ。

○黒崎委員

黒崎でございます。日本語学校の現場からすると、このような議論はとても重要だと思っています。判定試験の結果が日本語の能力尺度やほかの試験とどのような対応関係にあるのかということと、「日本語教育の参照枠」が浸透していくということ、いずれも重要であり、大変期待をしているところでございます。今後、どういう形で進んでいくのかを明らかにしていただくと、ありがたいと思います。

○石井主査

根岸委員、お願いします。

○根岸委員

根岸です。今の点ですが、テストの数が増えてきているということが今回の調査でも明らかになり、こういう質保証も今後必要となってくるかと思えます。ただ、ここではCEFRとの対応づけの方法をかいつまんで説明していますが、相当テクニカルなことです。ですから、いろいろなテストイングの学会や、カウンスル・オブ・ヨーロッパなどでは、スタンダードセッティングというワークショップを非常に頻繁に実施しています。

日本でも、恐らくこの報告の内容に沿って対応付けを行ってくださいますと言っただけでは、専門家の数も多くないですし、具体的に何をやるかイメージできないと思うので、実際にスタンダードセッティングをやってみるようなワークショップを開催することが必要だろうと思えます。

○石井主査

ありがとうございました。では、次に6章ですね。社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素ですが、この項目に関して御意見ありましたら、どうぞお願いします。

○眞嶋委員

眞嶋です。先ほどの5章は、根岸委員もおっしゃったように、テクニカルなことが多いので、一般の専門でない人が読むとやや取っ付きにくい、大変な作業になるだろうと思えますが、6章はチェックリストを作ってもらっていることもあり、分かりやすくなっていますし、非常によくなったのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにも御意見等ありますでしょうか。

○根岸委員

自分で取りまとめをしたのに、また気付いてしまって申し訳ありません。オーセンティシティー (authenticity) についてです。真正性という言葉が日本語でどれぐらい定着しているのかわからないのですが、これを見ると、テキストとか場面のオーセンティシティーが主に挙がっています。タスクのオーセンティシティーをチェックしようと思ったのですが、時間がなくて、元のCEFRを確認し切れていません。恐らく、タスク自体がオーセンティックであるかどうかは、行動中心主義であるとか、実生活でできることなどを見るときには、重要な要件になってくるので、見落としていたのかもしれませんが、入れた方がいいと思いました。

いわゆる伝統的に作られているタイプと、今の新しいコミュニカティブ・ランゲージ・ティーチ

ングにつながるコミュニケーション・ランゲージ・テストだと、タスクのオーセンティシティーはかなり違うので、もしこれが入れば、よりテストが魅力的になると思いました。以上です。

○石井主査

私は、いろいろな地域を回っていますが、気が付くと首都圏を想定して、日本語教育のテキストや例文を用意することが多いなと感じます。地域で生活している人たちが、どういう日本語、言葉をどのように使う必要があるのか、それはどういう場面なのか、違いに気が付くということがあって、今、根岸委員がおっしゃったことは、大事なポイントだと改めて感じます。

ほか、何かいかがでしょうか。御意見は特にないでしょうか。

それでは、二次報告の27ページをご覧ください。日本語の能力判定に係る試験等一覧（案）に記載された項目について、今、国内外で実施されている日本語の試験あるいは評価の実施団体に調査協力を求めまして、公開可能な情報を一覧にして掲載する予定だと伺っております。

これについて事務局から何か補足はありませんか。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。資料「2」の27ページの日本語能力の判定に係る試験等の一覧の案をご覧ください。まだ一覧になっておりませんが、このような質問項目を準備し、試験実施団体に協力をお願いしまして、一覧として掲載したいと考えております。今ここにお出ししておりますのは、ワーキンググループで検討いただいた質問項目を挙げたものです。

「1. 試験の概要」については、平成30年度に調査を行ったものから大きくは変えておりません。この項目の中で、もう少しこの情報もつまびらかになった方がいいのではないか、公開すべきではないかという項目がありましたら、御意見を頂ければと思います。

また、「2. 社会で活用される試験に望まれる要素」は今回初めてお示ししているものです。10項目挙げておりますが、これはエビデンスを求めるものではございません。こういったことに対応いただいているかどうかを有無でお尋ねするというものです。

3番目に関しても、現時点でまだ二次報告は出来上がっておりませんので、検証等を行っている試験団体は少ないかもしれませんが、今後を見据えて、対応付けを既に何らかの方法で実施いただいている団体もございます。実施をしていただいているかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

このような観点で調査を行うことについて、委員の皆様から御意見いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○石井主査

今の件につきまして、どうぞ御意見をお出してください。

○松岡委員

先ほど井上委員から不正の話が出ていたのですが、受験者数だけではなく、合格者数も調べるといいのではないかと思います。受験者が100%合格しているというのは、信頼性としてどうなのかと思います。その辺りのデータは、例えばJLPTは公開していると思うのですが、いかがでしょうか。

○石井主査

どなたか御存じのことがあれば、お願いします。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

実施団体が協力してくれるかどうかは分かりませんが、一つの試験の質を測るといえるのか、考える上で、何人ぐらいで試験事業を回しているのかが調べられないかと思います。というのは、ある試

験では実はアイテムライターは2人で全部やっているというような話を聞いたことがあって、とんでもないなと思いました。でも、そういう試験がほかにもありそうな気がします。どこまで調べられるか分かりませんが、そういった作問を含めた実施体制も分かるといいと思います。

○石井主査

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。根岸委員，お願いします。

○根岸委員

2の(4)の「信頼性・妥当性を担保するための評価体制の有無」についてですが、信頼性を聞く項目がありませんね。テストの信頼性は通常、ゼロから1までの間で数字が出ると思います。それを聞いていないと、十分な体制を取って担保していると言っても、実際結果がどうなのかが分からないというのは、改めて足りないのではないかと思います。

それから、受験者数と合格者数ですが、これは、調査にどれほどの強制力があるかにもよるのではないのでしょうか。例えば英語の試験団体にこういった調査をしようとしたときに、特に海外の試験団体に、受験者数や合格者数を絶対に明かさないとこがあったように記憶しています。先ほどの何人で問題を作っているかということも、情報開示なしを前提として集めるのでしょうか。

○石井主査

この辺りは、事務局で何か御存じのことはありますか。

○増田日本語教育調査官

各試験団体はこれまで特段の制限のない状況で、個々の企業・団体として努力し試験を開発・実施されてきたという経緯がございます。今回の調査は試験や評価を選考する目的ではなく、あくまで実施状況を調査するものですので、回答や情報提供を強制することはできないと考えております。ただ、委員限りの資料として試験実施機関一覧に掲載された試験・評価団体は、どちらも大変協力的で、27ページに記載された項目についてはお答えいただけるような感触を持っております。今回は公開を前提とした情報をいただくということで実施させていただきたいと思います。

○石井主査

分かりました。根岸委員，よろしいですか。

○根岸委員

分かりました。信頼性についても、調査では努力していると回答しているものの、自分たちの信頼性は分からないという状態にあるということが結果から見えてくるということですね。

○石井主査

難しい問題でもありますね。

3番目の「日本語教育の参照枠」レベル尺度との対応付けについて、いかがでしょうか。

○松岡委員

3の(3)と(4)にCEFRと書いてあるのですが、これは「日本語教育の参照枠」を指しているのか、どちらなのでしょう。

○増田日本語教育調査官

申し訳ありません。ここは「日本語教育の参照枠」のレベル尺度でございます。

○松岡委員

分かりました。ありがとうございます。

○村田委員

「日本語教育の参照枠」への対応付けの有無ということなのですが、これはまだ公開されて間もないものですので、実際のところ、「日本語教育の参照枠」に対応付けをしている団体はないのではないかと思います。ここはCEFRの方がいいのではないのでしょうか。

○増田日本語教育調査官

試験団体の御担当者には、「日本語教育の参照枠」との対応付けとして御説明をさせていただいておりました。ですが、村田委員御指摘のように、既にCEFRとの対応付けを行っている試験団体もあるように聞いておりますので、現時点でどちらにするか再度検討したいと思います。

○眞嶋委員

今のところ、CEFRのレベル尺度と対応付けをしているかどうかですが、CEFRでいいのかというのは、疑問ですね。といいますのは、本委員会でやっているのは、あくまでもCEFR 2001年を主に参照して、議論の土台にしているのです、欧州評議会ではCEFR-CV、コンパニオンボリュームが2020年は進みつつあります。根本的に変わったわけではありませんが、個人的にはCEFR-CVの2020年が出ましたから、最新の改訂されたレベル尺度、Can-doステートメントで見る方がいいのではないかと思います。

今回の日本語教育小委員会では、CVの方はあまり議論しないで、2001年を参考にするということですが、個人的には、新しいものが出ているのに、そちらをやらなくていいのかとと思っているところです。

2001年のバージョンで「日本語教育の参照枠」を出すとしても、調査に協力されるような各試験実施団体の皆さんが、CEFR 2001年だけを見ている、見てくださいますものもどうなのでしょう。最新のものを私たちは参照しているとおっしゃる試験機関はないのでしょうか。この点がすっきりせず疑問が残ったままです。

○石井主査

今の御意見について何かありましたら、お願いします。よろしいですか。

○増田日本語教育調査官

すみません、事務局から1点皆様にご覧いただけます。本日、委員限りの資料としまして、現在事務局が把握している試験の名称、実施団体の一覧をお配りしております。委員の皆様が、ほかに御存じの試験団体、試験などの情報がもしございましたら、事務局まで情報提供いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○石井主査

分かりました。皆さま、もしほかに試験や評価がありましたらお願いしたいということです。

続きまして、議事2です。次第にはその他となっておりますが、来年度の審議内容についての検討を行いたいと思います。配布資料3の「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール(案)を御覧ください。事務局から先程の説明以外に補足がありましたらお願いします。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。まず、先ほど眞嶋委員から御指摘がございました、CEFRの2020補遺版についてです。「日本語教育の参照枠」については、検討の結果、CEFR 2001年を参考とすることとして令和元年度から審議を進めてまいりました。今年度、審議の途中でCEFRの2020補遺版が公表されましたが、正式な日本語訳もまだない状態であり、どの部分を参照する

ことが適当か議論いただいております。よって、これは令和4年度以降、一番下になりますが、令和4年度以降にこの2020補遺版について分析をし、どこの部分をどのように参考とするかといったことも含めて、御審議いただきたいと思っております。

本日は、これから議事2としまして、令和3年度の審議内容について御議論いただきたいわけですが、令和3年度のところを御覧ください。事務局といたしましては、令和3年度は「参照枠」の活用に関する検討を行ってはどうかと考えております。

内容としましては、二つございます。まず、「日本語教育の参照枠」を基に、教育現場で活用できる具体的な教師用の手引、また、学習者の自律学習を支援するようなツールといったものが早急に必要になるのではないかと、それについて検討してはいかがかと考えております。

ここで言う教育現場というのは、先ほど戸田委員、東松委員からも御指摘ございましたように、日本語学校や大学だけではなく、地域の日本語教育の関係者にもお使いいただけるものができればと思っております。

この内容につきまして、御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

○石井主査

これから「日本語教育の参照枠」を活用いただくために、整備していかなければならないものが結構あるのではないかと思います。まず、喫緊に作成する必要があると思われるものとして、例えばどのようなものがあるかご意見を願います。

村田委員、お願いします。

○村田委員

「参照枠」が出来て、これが世の中でしっかり活用されるということが非常に重要なポイントですので、ここで挙げていただいたようなことを検討するのは、至極もつともだと思います。これは賛成です。

1点確認したいのは、作成に向けた検討とありますが、成果物が来年度中に出来ている必要はあるのでしょうか。どこまでこの委員会でできればいいとお考えでしょうか。

○石井主査

事務局、いかがでしょう。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。私どもも、できれば成果物、もしくは成果物の第一歩となるものをお示しできたらと思っておりますが、御審議いただく中で、手引のスケールが大きなものになり、対象別に必要ということになりますと、1年では難しい可能性がございます。ただ、外国人材の受入れ拡大に伴い、「日本語教育の参照枠」が国の方針としても求められている中、今後の見取図のようなものが必要だと思っておりますし、地方公共団体や地域からも、日本語教育推進法に掲げられた日本語教育の基本計画を策定する中で、指針となるものが早く欲しい、どういったものなのか、どのように使えるのかを分かりやすく示してほしいというお声は、私どもにも頂いておりますので、なるべく形にしたいと思っております。

もしこういった点で、先送りした方がいいのではないかと、段階的に策定したほうが良いのではないかとというような御意見があればいただき、また検討したいと思っております。

○石井主査

事務局に対しての御質問でも結構ですが、今後の進め方に関する委員の御意見があればお話しください。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

先ほど二次報告のところで申し上げたいと思った点でもあるのですが、二次報告の中で、三つの評価の理念というものが示されて、その第1として「生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とする」とあります。言語学習が生涯続く自律学習であるということを考えると、自己評価の重要性というのが非常に高くなるのではないかと思います。

先ほどの8ページと9ページに、試験によらない代替案としての自己評価というところ、一つに自己評価というのが取り上げられていましたが、あの記述をもう少し丁寧にされてもいいように思いました。スイスでは具体的にそのようなチェック項目があるということですが、具体的に、かつ丁寧に書かれていてもいいと思ったのと同時に、ツールとして、何か自己評価ができるリスト、アプリなどが出来ればと良いと思いました。

ただ、二次報告にもありますように、自分で自己評価できる人と、学習をそばで見ている人と関わりながら自己評価をしていく人とがいると思うので、そのツールが単なるチェックシートではなく、できたらチェックをした後、あなたはどのような点が足りないのかということが自動的に出てくるようなものがあれば、なおいいのかなと個人的には思いました。

○石井主査

ありがとうございます。根岸委員、どうぞ。

○根岸委員

今のことで具体的に考えた場合、日本語学習者が自己評価をすると考えたときに、それを何語で提供するのかということが気になります。特に初学者の段階であれば自己評価の文言が読めないと思うので、どれぐらいの言語展開をする予定なのでしょう。

先ほどのアプリというツールも面白いと思ったのですが、もしアプリでやるとすれば、それを多言語展開で入り口のところで、日本語のものはもちろんあっていいと思うのですが、あなたはポルトガル語でやりますか、英語、中国語でやりますかというようになればいいと思いました。具体的に考えると多言語対応が必要になってくるわけですが、このような議論が本審議会の範囲なのか、どこか外注するのか分からないのですが、その辺が必要だろうと思います。

それから、配布資料3を見たときに、教育現場で活用できる具体的な教師用手引や、学習者の自律学習支援ツールがあります。ただ、CEFRの副題にラーニング、ティーチング、アセスメントがあることを考えると、今はアセスメントの部分が欠けていることが分かります。これに関して、テスト実施団体に対して来年度何かを行うのか、それは実施団体が自律的に行うということなのかは、どうでしょうかね。

○石井主査

事務局で何か、今の御質問についてありますか。お願いします。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。まず、学習者向けの言語の対応ですが、事務局としては、文化庁の日本語学習者向けICT教材も14言語で作成しておりますところ、1年で全部というのは難しいかもしれませんが、やはり14程度の言語で各Can-doを作るまでを目指したいと思っております。それが、現場で支援をされる方にも、学習者にも役立つのではないかと考えております。

支援者用の手引きについては、評価に関する内容も避けて通れないとは思っているのですが、私たちが考えているのは、試験団体が使うものではなく、現場で学習者に対する能力評価・判定に向き合う方々向けの手引を念頭に置いて案を出させていただきました。

これは来年度の議論かもしれませんが、試験団体に対して、現在は考えてはおりませんが、そういう手引きがもし必要だという御議論があれば、先々検討してまいりたいと思っております。ただ、まずは自律学習を促進する学習者用のツールと、直接学習者に対して教育・評価を行う立場にある方のニーズに応えたいというのが、初めの構想です。

○石井主査

多言語対応も想定しているとのことですね。ほかはいかがでしょうか。井上委員，お願いします。

○井上委員

井上です。配布資料2の17ページに，社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方についてということで，五つほど丸があって，今後の課題が述べられていますが，これらの課題については，例えば来年度の検討事項の中に含まれるのでしょうか。それとも，別の場所でこれは検討するようなことになりますか。

○増田日本語教育調査官

事務局から，お答えしたいと思います。社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方というのは，あくまで試験業界もしくは評価を行う方々，文化庁等に対して御提言いただくことを想定しております。現時点でその予定はないとお答えしたいと思います。

○井上委員

分かりました。それで，一つ要望なのですが，私が最初に申し上げた，試験が公正に行われていないという現状が，私たちにとっては非常に残念なことであるのですが，事実としてあります。

そこで，今後の課題として，不正が行われている現状を調査し，対応を検討すべきということを本報告に盛り込んでいただければと思います。

○石井主査

分かりました。ほかはいかがでしょうか。東松委員，お願いします。

○東松委員

活用についての検討の中で，是非一つお願いしたいことがあり，要望させていただきたいと思います。一次報告の中で，「日本語教育の参照枠」の活用の効果の中で，行政機関における活用の効果も期待されるということで，そこで地方公共団体等がこの「日本語教育の参照枠」を参照して，いろいろ日本語教育施策に反映していくというのが書かれています。地方自治体の立場からすると，「日本語教育の参照枠」が示されたからといって，これをいかに活用していくかなど，なかなか方向性や具体的な事例が見えにくいと思うのですね。

ですから，活用の検討に当たっては，是非そういった地方自治体での活用，学校現場もあろうかと思いますが，そういった活用の事例を紹介し，活用が幅広く展開していくような検討も加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石井主査

今の東松委員の御発言について，いろいろな，この先我々が考えていかなければいけないことというのが入っていたかと思います。それぞれ何かお考えがあったら，是非お出しいただければと思いますが，いかがでしょうか。眞嶋委員，お願いします。

○眞嶋委員

眞嶋です。東松委員の御発言を同意，共感しながら伺っていたのですが，事例ですね。成功事例といえますか，良いものを集めて，それをリソースとしてほかの方が参照できるような仕組みがあるといいと私も思います。

欧州評議会のCEFRの在り方を見てみますと，ストラスブールにある欧州評議会では，方針を立てて加盟国に伝えたり，相談したりするわけですが，実際にオーストリアのグラーツにある言語センター，ECMLでは，研究，リソースを，研究を促進して，その効果を測るような研究にお金

を出すだとかいうこと、それで、そのデータをみんなに共有するという活動をなさっている部門があります。

両方合わせてCEFRを支えているという動きをしているので、現場の先生たちは、ヨーロッパの場合はストラスブルグが言っていることだけ聞くのではなく、グラーツでどんな情報が開示されているのかを見たり、実際にプロジェクトに参加したりして、CEFRとか「日本語教育の参照枠」というものは、一回作って終わりではなく、持続可能な発展していくものではないかと思うので、そのようにするにはどうしたらいいかという仕組みを考えることも大事だと思いました。

○石井主査

とても重要なことを御提案くださったと思います。このことは国家プロジェクトとして、いろいろな側面からの取組が重なってきていますね。自分たちの社会をどのように見ていくかということもそうでしょうし、眞嶋委員のお話を伺っていると、単発的なものにしないうために、きちんと組織立てた機関・団体で継続的に取り組み、発展させていかないといけないと思いました。

○根岸委員

眞嶋委員の御意見は、私もとても大切なことだと思いました。欧州評議会、カOUNシル・オブ・ヨーロッパのような形で組織が最初にあって、そこが作って、その組織がずっとあるという状態であれば、責任の所在がはっきりしています。実際、昨夜は日本時間の11時ぐらいから3時間、カOUNシル・オブ・ヨーロッパでコンパニオンボリウムに関するウェビナーをやっていました。そういうイベントが、私が知っている限りでは1年置きぐらいにあります。

昨日のウェビナーは600人ぐらいが参加していたのですが、一つは、作った側が情報提供するもの、もう一つは、使っている側が使ってみてどうか、そういう情報交換を常にやっています。恒常的な組織がないと、眞嶋委員がおっしゃったように、最初だけになってしまうので、その組織について考えるというのは、来年度の宿題として大きいだろうと、私も聞いていて思いました。

○石井主査

ありがとうございます。野田委員、お願いします。

○野田副主査

お話をお聞きしていて、どんどん大きくなって行って大変だなと、本当にやるのがいっぱいあるなと改めて思いました。来年度実施予定として上がっている内容を、もう少し具体的に御説明いただいた方がいいのではないかと思います。例えば、学習者の自律学習支援ツールといたしても、委員の間でもイメージしているものが違うのではないかと思います。どのようなもので、どの程度のものなののでしょうか。簡単に短期間で出来るものではないように思うのですが、その辺り、どういうイメージなのかなということをお聞かせいただければと思います。

○石井主査

これは事務局にお尋ねしてよろしいですか。

○増田日本語教育調査官

はい。学習支援ツールとして、どのようなものが必要かということ、事務局が決めるものではないと思っております。一次報告の64ページに「令和2年度以降の検討課題」とありまして、その中から2つ例示を挙げさせていただきました。諸外国の事例も参照しつつ、本審議会でも議論を経て、決めていくべきものと考えております。

今期はあと2回、小委員会を開催予定でございます。本日は残り時間が少なくなっておりますので、次回、このことについて議論を深めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○野田副主査

分かりました。予算的にも問題無いとっていてよろしいのですか。

○増田日本語教育調査官

それは大丈夫とは到底言えませんが、事務局としては国として必要なものの策定はしっかり体制を組んで実現に向けて頑張ってもらいたいと思っております。予算の制約ありきということではなく、まずは、目指すところとして、これからどのようなものをどのような順序で策定していくべきか、委員の皆様にご議論いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○野田副主査

分かりました。

○石井主査

まだ検討事項は山積みですが、本日の審議の中で、今後の議論の進め方について少しずつ皆様と共有できてきたということをございましょうか。ここで決めてしまうということではありませんので、次回以降の日本語教育小委員会で引き続き検討を行っていくものと考えております。引き続き、「日本語教育の参照枠」の取りまとめに向けて御意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この辺りで本日の日本語教育小委員会を閉会させていただければと思いますが、最後に事務局から、連絡事項等あればお願いします。

○増田日本語教育調査官

今後の審議スケジュールについて御案内申し上げます。参考資料1. にスケジュールを掲載しておりますが、次回の小委員会は1月28日木曜日に開催を予定しております。詳細な時間及び会場につきましては、ホームページ、またメール等で御連絡をさせていただきます。委員の先生方におかれましては、御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○石井主査

これで第103回日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。